

3 連絡体制

教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信又は別紙連絡網を用いる。ただし、災害状況によりこれらの手段が利用できない場合は、災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)を活用する。

保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

- 1 一斉メール配信(すぐーる):入学時に保護者がアプリ等で登録し、その後は年度初めに登録の変更等確認を行う。登録が困難な家庭には電話にて連絡をする。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。
- 2 本校ウェブサイト:個人情報に配慮し全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡(双方向の連絡)】

- 1 電話・すぐーる・メール:入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。
- 2 災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171):大きな災害が発生した場合、家庭の安否情報を登録するように依頼する。

※災害による通信途絶・停電等により、上記の手段が使えない場合には、校門横掲示板や△△公民館の掲示板を使って学校からの連絡事項を伝達すること、安否確認や被害調査等は教職員による家庭訪問(避難所訪問)によって実施すること等について、あらかじめ保護者と認識の共有を図る。